瀬戸市公共工事の中間前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 瀬戸市会計規則(昭和29年瀬戸市規則第4号)第15条の9第 3項及び瀬戸市水道事業会計規程(昭和45年瀬戸市水道事業管理規定 第1号)に規定する公共工事の前金払(以下「中間前金払」という。) に関し、事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

- 第2条 中間前金払の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、 次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、工期及び請負金額 に変更があった場合は、第6条第1項の規定に基づく書類の提出をした 時点(以下、「認定請求時」という。)の工期及び請負金額によるものと する。
 - (1) 瀬戸市公共工事の前金払取扱要綱第4条第2項に基づく前金払を受けている工事であること。
 - (2) 工期の2分の1を経過していること。
 - (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものと されている当該工事に係る作業が完了していること。
 - (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分 の1以上の額に相当すること。

(前金払等の限度額)

- 第3条 中間前金払の率は、認定請求時における請負金額の2割以内とする。ただし、前金払と中間前金払の合算額は、1工事あたり1億円を限度とする。
 - (2年度以上にわたる契約における中間前金払)

- 第4条 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における請負金額の総額に対してすることができる。
- 2 債務負担行為に係る2年度以上にわたる契約における中間前金払は、 当該契約に基づく各年度ごとの債務負担行為の年割額に応じた出来高予 定額に対してすることができる。
- 3 継続費に係る2年度以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対してすることができる。

(中間前金払の明示)

第5条 対象工事及び中間前金払の割合については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対してこれを明示する。

(中間前金払の請求等)

- 第6条 請負者は、中間前金払を請求しようとする場合、工事担当課に対して、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1)認定請求書(様式第1号)
 - (2)工事履行報告書(様式第2号)
 - (3) 実施工程表
- 2 工事担当課は、請負者から前項の規定に基づく書類の提出があった時は、第2条第1項各号の要件を満たしていることの確認を行うものとする。
- 3 前項の規定に基づく工事の進捗の確認は、工事履行報告書及び実施工程表をもって行うものとし、必要に応じて請負者に対して資料の提出等を求めることができる。
- 4 工事担当課は、第2項の規定に基づく確認を行ったときは、請負者が 中間前金払を請求する要件を具備していることを認定するか否かについ

て、認定調書(様式第3号)により請負者へ通知するものとする。

- 5 前項の規定に基づく認定調書の交付により認定を受けた請負者は、保 証事業会社の保証証書に添えて、中間前金払の請求をすることができる。
- 6 中間前払金は、前項の規定による請求書を受理した日から14日以内 に支払うものとする。
- 7 中間前払金の額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(中間前金払と部分払)

- 第8条 受注者は、同一の工事において中間前金払と部分払のいずれか一 方を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、債務負担行為又は継続費に係る特例として、 各年度末の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた工 事についても行うことができるものとする。

(中間前払金の返還)

- 第9条 中間前払金の支払いを受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金を瀬戸市契約規則(昭和40年瀬戸市規則第18号)の規定により返還させるものとする。
 - (1) 保証会社との間の保証契約が解除されたとき
 - (2) 本市との間の契約が解除されたとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、契約のつど協議するものとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に締結される契

約について適用する。